

<土地利用の方向性>

本市においては、人口減少に加え、都市の空洞化が進む一方で、有明海沿岸道路や九州新幹線などの広域交通網の充実や、国内企業の積極的な設備投資を背景に、市内の産業用地への企業立地が進んでいます。

そのような中、市街化区域においては、空き地や空家等の低未利用地が拡大傾向にあり、都市活力の低下や防犯・防災、景観への影響が懸念されています。また、市街化調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落地域の活力の低下などが顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、市街化区域においては、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、市民生活に欠かせない都市機能(※)や居住の適正な誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトな都市づくりを推進します。

市街化調整区域においては、自然環境や優良農地に配慮しながら、産業の振興や居住環境の改善、既存集落の活力維持に寄与するものについては、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

(※) 都市機能（商業、業務、居住、文化、福祉、行政等）が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人が到達可能な場所のこと。